

令和6年11月5日
国土交通省関東地方整備局
企画部

品確法の改正を踏まえた公共工事等の発注関係事務に関する 「全国統一指標」、「関東ブロック独自指標」のフォローアップについて ～令和5年度調査結果を公表します～

関東ブロック発注者協議会にて令和5年度調査結果についてフォローアップを実施しましたので、お知らせします。

将来にわたる公共工事等の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和2年1月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を行い、都道府県や市区町村を含む全ての公共工事等の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしています。

改正品確法の理念を実現するため、令和2年5月に新たな全国統一指標、関東ブロック独自指標を設定し、令和2年12月に目標値を定めました。

今回、関東ブロック発注者協議会にて令和5年度調査結果についてフォローアップを実施しましたので、お知らせします。

また、令和6年6月には担い手確保等の喫緊の課題の解消に対する取り組みを公共工事から加速化・牽引するため、新たに品確法が改正されたところであり、引き続き発注者が一丸となって公共工事等の品質確保、働き方改革に取り組んでまいります。

各発注機関の令和5年度調査結果については、関東地方整備局HPに掲載しています。

掲載場所：関東地整HP > 技術情報 > 関係機関の連携 > 関東ブロック発注者協議会
> 品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一指標、地域独自指標調査

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000162.html>

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 企画部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1375

技術調査課 建設専門官 酒井 【工事】（内線：3257）

技術管理課 建設専門官 関 【業務】（内線：3313）

全国統一指標

…… 令和2年5月20日本省記者発表

①地域平準化率（施工時期の平準化）

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

※週休2日対象工事：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

※R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※低入札価格調査基準価格を設定していないが、総合評価方式において入札価格が一定の水準を下回った場合に価格点を低減することでダンピング対策を図っているものを含む。

関東ブロック独自指標

…… 令和2年度関東ブロック発注者協議会（令和2年7月22日書面開催）

④最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（予定価格の適正な設定）

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する最新の積算基準：1年※¹以内に更新されている積算基準（※¹営繕の場合は2年）
基準対象外（小規模施工など）の際の対応状況：見積もり等により積算する要領を整備し運用しているか

⑤設計変更ガイドラインの策定・活用状況（適切な設計変更）

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

⑥区市町村における週休2日制工事の取組

発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、工事発注時に特記仕様書等で週休2日制対象工事であることを明記している工事の割合

※R4年度調査より指標を新設

全国統一指標

…… 令和2年5月20日本省記者発表

① 地域平準化率（履行期限の分散）

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

関東ブロック独自指標

…… 令和2年度関東ブロック発注者協議会（令和2年7月22日書面開催）

③ ウィークリースタンスの実施（履行状況の確認）

国等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

全国統一指標、関東ブロック独自指標 令和5年度調査結果概要（工事）



指標		R1 基準値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	取り組み状況及び考察
全国 統一 指標	地域平準化率 (施工時期の平準化)	0.68	0.71	0.72	0.71	0.72	0.80	・R5年度実績値は0.72で前年から上昇した。
	週休2日対象工事の実施 状況※1 (適正な工期設定)	0.26	0.44	0.78	0.91	0.95	1.00	・R5年度実績値は0.95で、前年から上昇した。
	低入札価格調査基準又は 最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	0.85 (H30基準値) 0.88 (R1実績値)	0.90	0.90	0.90	0.92	1.00	・R5年度実績値は0.92と前年から上昇した。
関東 ブロック 独自 指標	最新の積算基準の適用状 況及び基準対象外の際の 対応状況 (予定価格の適正な設定)	317 / 471	362 / 471	380 / 471	395 / 471	407 / 471	全機関a	・R5年度は、395機関から407機 関に取組機関が増加。(12機関増)
	設計変更ガイドラインの策 定・活用状況 (適切な設計変更)	231 / 471	273 / 471	295 / 471	309 / 471	332 / 471	全機関a	・R5年度は、309機関から332機 関に取組機関が増加。(23機関増)
	区市町村における週休2 日制工事の取組状況(適 正な工期設定)			50 / 415 C以上の機関数 (R3基準値)	67 / 415	116 / 415	ブロック目標 未設定	・R5年度は、67機関から116機 関に取組機関が増加(49機関増)。

※1 R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。

指標		R1 基準値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	取り組み状況及び考察
全国統一指標	地域平準化率 (履行期限の分散)	0.51	0.48	0.49	0.49	0.48	0.50以下	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度実績値は0.48で前年から若干改善した。 ・R2年度より4年連続で目標を満足している。
	低入札価格調査 基準又は最低制限 価格の設定状況 (ダンピング対策)	0.77 (R1実績値) 0.75 (H30基準値)	0.86	0.95	0.95	0.95	1.00	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度実績値は0.95で前年と横ばい。
関東ブロック 独自指標	ウィークリースタ ンスの実施 (履行状況の確認)	23/56	23/56	25/56	31/56	37/56	全機関 ^a	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度は31機関から37機関に取組機関が増加。(6機関増)

項目と指標分類(工事)

指標	定義	指標分類	備考等
地域平準化率	地域平準化率：年度の工事平均稼働件数と4～6月期の工事平均稼働件数との比率 対象：契約金額500万円以上の工事 稼働件数：当該月に工期が含まれるもの	地域平準化率 (4～6月期の工事平均稼働件数) / (年度の工事平均稼働件数)	「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のコーピズに登録されたデータを活用
週休2日対象工事の実施状況	発注工事に対する週休2日対象工事の割合 週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事（全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの）のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。 週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。 対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。	(週休2日対象工事件数(公告))/(週休2日公告対象件数)	アンケート調査 R3年度より、分母の定義の見直し（R2年度までは全工事件数が分母）を行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合対象 平成30年度実績：予定価格（設計書金額を含む）が250万円を超える工事(随意契約を除く) 令和元年度以降実績：予定価格（設計書金額を含む）について、都県、政令市については250万円を超える工事、市区町村については130万円を超える工事（随意契約を除く） ※低入札価格調査基準価格を設定していないが、総合評価方式において入札価格が一定の水準を下回った場合に価格点を低減することでダンピング対策を図っているものを含む。	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の工事発注件数)	H30～R2まで 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データを活用 R3～ アンケート調査
最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積もり等の活用）	・最新の積算基準：1年 ^{*1} 以内に更新されている積算基準（※1 営繕の場合は2年） ・基準対象外（小規模施工など）の際の対応状況：見積もり等により積算するルールを整備し運用しているか	a：最新の積算基準を適用 ^{*2} し、かつ、基準範囲外の場合の一定のルールを整備し活用 b：最新の積算基準を適用 ^{*2} しているが、基準範囲外の場合の一定のルールは整備していない c：その他（※2 他団体の積算基準を適用している場合を含む）	アンケート調査
設計変更ガイドラインの策定・活用状況	関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。	a：設計変更ガイドラインを策定、活用し、これに基づき設計変更を実施 b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c：設計変更を実施していない	アンケート調査
市区町村における週休2日制工事の取組状況	発注機関としての週休2日制工事の取組状況 週休2日制対象工事：発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、工事発注時に特記仕様書等で週休2日制対象工事であることを明記している工事 対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。	a：全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している b：対象工事の半数程度以上を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している c：対象工事の一部（半数未満）を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している d：週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している（概ね1年以内に試行を実施する予定） e：週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない	アンケート調査

項目と指標分類(業務)

指標	定義	指標分類	備考等
地域平準化率	発注業務の第4四半期履行期限設定割合 対象：100万円以上の業務 稼働件数：当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む）	（第4四半期[1～3月]に完了する業務件数） / （年度の業務稼働件数）	測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務：業務実績情報システム(テクリス)および農業農村整備事業測量設計業務実績情報サービス(AGRIS)に登録されたデータを活用 営繕業務：公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録されたデータを活用
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 対象：契約金額100万円以上の業務(随意契約を除く)	（低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数） / （年度の発注業務数）	H30～R2まで 発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査データ(本省実施)を活用 R3～ アンケート調査
ウィークリースタンスの実施	業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか	a：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール ^{※1} を整備し、かつ、取り組みを実施 b：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール ^{※1} を整備していないが、取り組みを実施 c：実施していない （※1 他団体の指針等を適用している場合を含む）	アンケート調査

工事	全国統一指標																			
	地域平準化率						週休2日対象工事の実施状況 ※1						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況							
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)	基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)	
関東ブロック	0.68	0.71	0.72	0.71	0.72	0.80	0.26	0.44	0.78	0.91	0.95	1.00	0.85	0.88	0.90	0.90	0.90	0.92	1.00	
茨城県域	0.65	0.63	0.59	0.62	0.64	0.70	0.52	0.59	0.90	0.84	0.91	1.00	0.77	0.76	0.81	0.81	0.79	0.83	1.00	
栃木県域	0.60	0.73	0.70	0.68	0.72	0.70	0.66	0.76	1.00	1.00	1.00	1.00	0.91	0.92	0.96	0.97	0.96	0.96	1.00	
群馬県域	0.63	0.73	0.73	0.67	0.68	0.70	0.02	0.26	0.84	1.00	1.00	1.00	0.85	0.93	0.94	0.94	0.95	0.96	1.00	
埼玉県域	0.59	0.62	0.63	0.65	0.68	0.70	0.14	0.23	0.48	0.96	1.00	1.00	0.90	0.90	0.91	0.90	0.90	0.93	1.00	
千葉県域	0.59	0.62	0.62	0.65	0.64	0.70	0.21	0.32	0.86	0.98	1.00	1.00	0.89	0.88	0.90	0.92	0.91	0.93	1.00	
東京都域	0.72	0.74	0.75	0.75	0.75	0.80	0.61	0.77	1.00	1.00	1.00	1.00	0.86	0.87	0.87	0.86	0.86	0.86	1.00	
神奈川県域	0.64	0.63	0.67	0.68	0.71	0.70	0.13	0.21	0.80	0.96	1.00	1.00	0.93	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	1.00	
山梨県域	0.68	0.73	0.67	0.68	0.67	0.70	0.37	0.58	0.86	0.96	1.00	1.00	0.84	0.88	0.86	0.89	0.93	1.00	1.00	
長野県域	0.74	0.79	0.82	0.75	0.75	0.75	0.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.71	0.79	0.87	0.86	0.87	0.90	1.00	

注) 関東ブロックは、都県域に加え国・特殊法人等も対象。
 (ただし、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」の指標は当該都県・政令市・市区町村が対象)

工事の指標に係る都県域は、当該都県・政令市・市区町村が対象。
 (ただし、「週休2日対象工事の実施状況」の指標は当該都県・政令市が対象)

※1 R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。
 ※2 長野県のR2年度実績値は、一部災害復旧等の緊急を要する工事と現場施工期間が1週間未満の工事を除く

工事	関東ブロック独自指標														
	最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況						設計変更ガイドラインの 策定・活用状況						市区町村における週休2日制 工事の取組状況 ※3		
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)	基準値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)
関東ブロック	317/471	362/471	380/471	395/471	407/471	全機関a	231/471	273/471	295/471	309/471	332/471	全機関a	50/415	67/415	116/415
茨城県域	23/45	31/45	36/45	37/45	39/45	全機関a	20/45	25/45	32/45	33/45	37/45	全機関a	4/44	5/44	11/44
栃木県域	20/26	21/26	21/26	23/26	24/26	全機関a	19/26	21/26	21/26	22/26	25/26	全機関a	5/25	8/25	10/25
群馬県域	19/36	22/36	26/36	29/36	30/36	a	15/36	17/36	19/36	19/36	18/36	a <small>（個別策定もしくは県策定の準用）</small>	4/35	4/35	6/35
埼玉県域	51/64	52/64	52/64	53/64	55/64	a	25/64	34/64	35/64	38/64	40/64	a	3/62	5/62	12/62
千葉県域	55/55	55/55	55/55	55/55	55/55	a <small>（改定内容に基づき速やかに対応）</small>	31/55	33/55	36/55	37/55	41/55	a <small>（受注者へ浸透を図る）</small>	7/53	11/53	17/53
東京都域	37/63	45/63	46/63	46/63	48/63	a	30/63	35/63	36/63	38/63	41/63	a	11/62	12/62	19/62
神奈川県域	16/34	18/34	20/34	23/34	25/34	a	19/34	20/34	23/34	24/34	25/34	a	2/30	2/30	7/30
山梨県域	16/28	20/28	22/28	23/28	23/28	全機関a	21/28	24/28	25/28	26/28	27/28	全機関a	1/27	2/27	7/27
長野県域	47/78	61/78	64/78	67/78	67/78	全機関a	26/78	34/78	36/78	40/78	42/78	全機関a	13/77	18/77	27/77

【最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況】
 基準値・実績値：aの機関数／対象機関数
 a: 最新の積算基準を適用※4し、かつ、基準範囲外の場合の一定のルールを整備し活用
 b: 最新の積算基準を適用※4しているが、基準範囲外の場合の一定のルールは整備していない
 c: その他
 (※4 他団体の積算基準を適用している場合含む)

【設計変更ガイドラインの策定・活用状況】
 基準値・実績値：aの機関数／対象機関数
 a: 設計変更ガイドラインを策定・活用しこれに基づき設計変更を実施
 b: 設計変更ガイドラインは未策定だが必要に応じて設計変更を実施
 c: 設計変更を実施していない

注) 関東ブロックは、都県域に加え国・特殊法人等も対象。

(ただし、「区市町村における週休2日制工事の取組状況」の指標は当該都県区市町村が対象)

工事の指標に係る都県域は、当該都県・政令市・市区町村が対象。

※3 R4年度調査より、区市町村における週休2日制工事の取組を指標に新設。

【区市町村における週休2日制工事の取組状況】
 基準値・実績値：c以上の機関数／対象機関数
 a: 全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
 b: 対象工事の半数程度以上を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
 c: 対象工事の一部(半数未満)を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
 d: 週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している(概ね1年以内に試行を実施する予定)
 e: 週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない

業務	全国統一指標													関東ブロック独自指標					
	地域平準化率						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況							ウィークリースタンスの実施					
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)	基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)
関東ブロック	0.51	0.48	0.49	0.49	0.48	0.50以下	0.75	0.77	0.86	0.95	0.95	0.95	1.00	23/56	23/56	25/56	31/56	37/56	全機関a
茨城県域	0.44	0.43	0.43	0.48	0.46	0.40	0.95	1.00	0.99	0.99	1.00	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	a
栃木県域	0.39	0.37	0.37	0.40	0.39	0.40	0.93	0.89	0.97	1.00	1.00	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	a(取組を推進する)
群馬県域	0.40	0.41	0.44	0.45	0.44	0.40	未集計	0.92	0.99	0.98	1.00	0.98	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	a(ただし災害を除く)
埼玉県域	0.51	0.45	0.48	0.47	0.51	0.50	0.98	1.00	0.92	1.00	1.00	1.00	1.00	1/2	1/2	2/2	2/2	2/2	a
千葉県域	0.51	0.48	0.49	0.47	0.48	0.50	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	a(受注者へ浸透を図る)
東京都域	0.59	0.56	0.53	0.54	0.51	0.50	0.00	0.00	0.00	0.02	0.06	0.19	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	a
神奈川県域	0.62	0.61	0.60	0.59	0.54	0.50	0.97	0.90	0.91	0.97	0.97	0.97	1.00	3/4	3/4	3/4	4/4	4/4	a
山梨県域	0.51	0.49	0.48	0.47	0.47	0.50	0.02	0.01	0.95	0.95	0.96	0.98	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	a
長野県域	0.35	0.32	0.38	0.34	0.34	現状維持	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	a

注) 関東ブロックは、都県域に加え国・特殊法人等も対象。
 (ただし、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」の指標は当該都県・政令市が対象)
 業務の指標に係る都県域は、当該都県・政令市が対象。

【ウィークリースタンスの実施】
 基準値・実績値：aの機関数／対象機関数
 a: ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備し、かつ、取り組みを実施
 b: ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備していないが、取り組みを実施
 c: 実施していない

地域平準化率【工事】 （発注工事の稼働件数から算出した平準化率）

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

「一般財団法人日本建設情報総合センター」のコリンズに
登録されたデータをもとに算出

対 象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

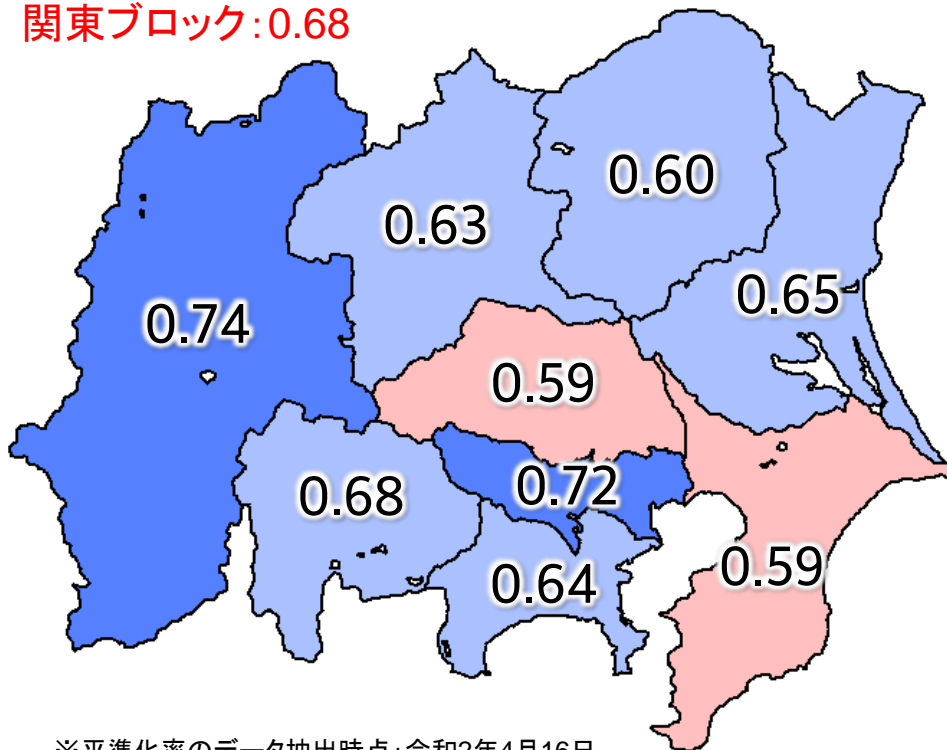
※都県域単位: 各都県管内の**都県、政令市、市区町村**発注の
全ての工事を足し合わせて算出

※ブロック単位は国、特殊法人等の発注機関を含めて算出

凡例	
平準化率0.6未満	赤色
平準化率0.6~0.7	淡青色
平準化率0.7~0.8	青色
平準化率0.8以上	濃青色

基準値(令和元年度)

関東ブロック: 0.68

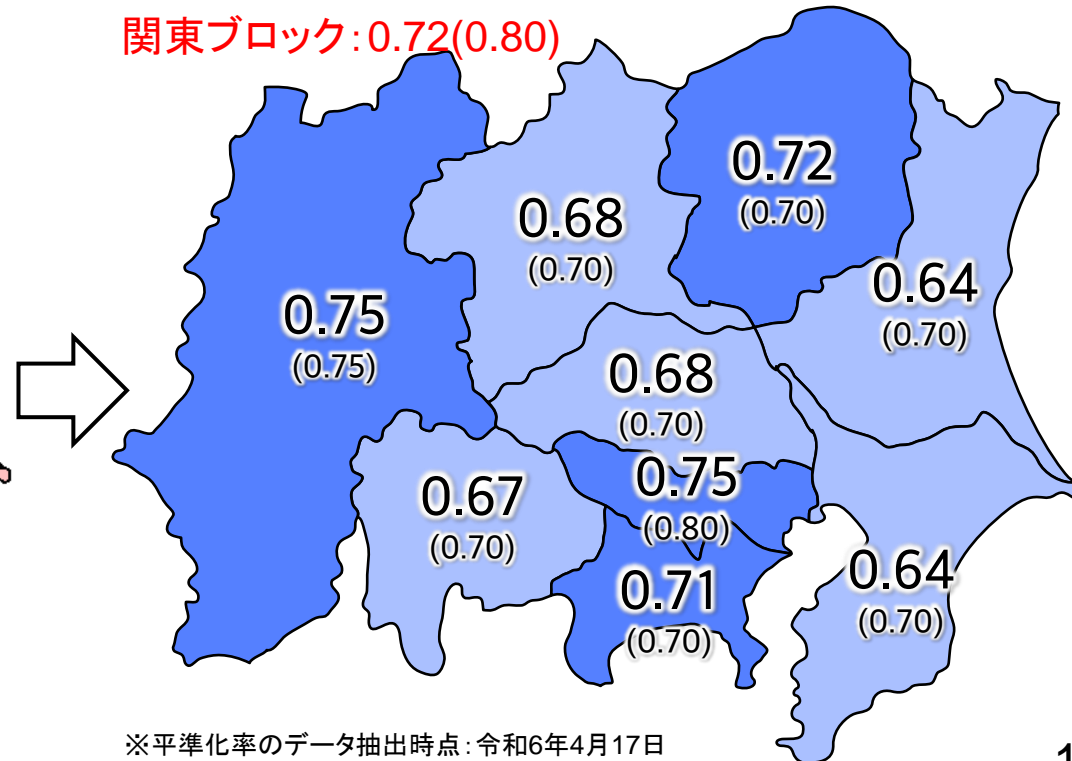


※平準化率のデータ抽出時点: 令和2年4月16日

実績値(令和5年度)

※()内の数値は目標値(R6)

関東ブロック: 0.72(0.80)



※平準化率のデータ抽出時点: 令和6年4月17日

週休2日対象工事の実施状況

凡例	
週休2日対象工事率0.5未満	赤色
週休2日対象工事率0.5~0.8	淡青色
週休2日対象工事率0.8~1.0	青色
週休2日対象工事率1.0	濃青色

$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$$

週休2日公告対象件数: 週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
R3年度より、分母の定義の見直しを行った。
(R2年度までは全工事件数が分母)

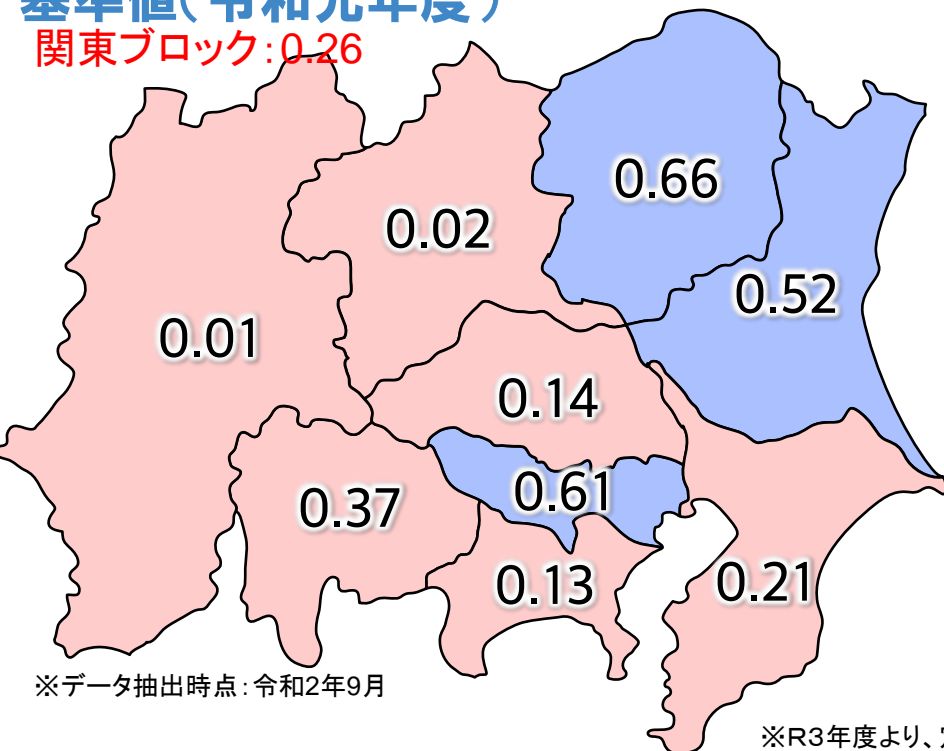
週休2日対象工事件数: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間: 当該年度(4月1日~3月31日)とする。

※都県域単位: 各都県管内の都県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出
※ブロック単位は国、特殊法人等の発注機関を含めて算出

基準値(令和元年度)

関東ブロック: 0.26

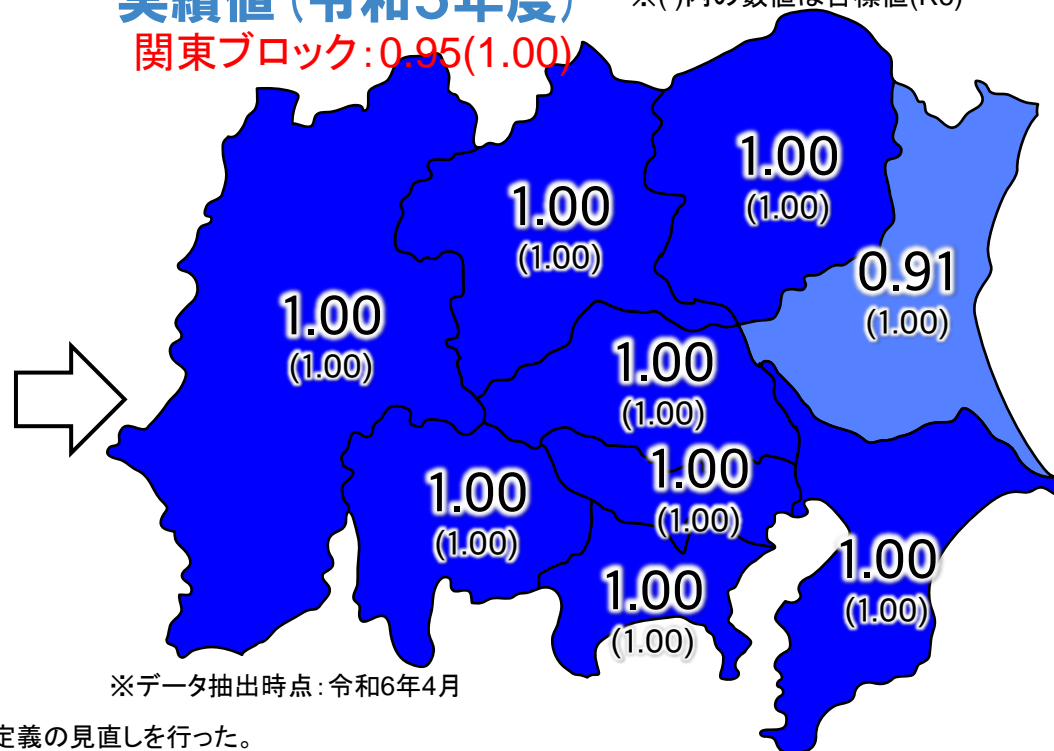


※データ抽出時点: 令和2年9月

実績値(令和5年度)

関東ブロック: 0.95(1.00)

※()内の数値は目標値(R6)



※データ抽出時点: 令和6年4月

※R3年度より、定義の見直しを行った。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の 設定状況【工事】 (ダンピング対策)

凡例	
設定率0.8未満	赤
設定率0.8～0.9	薄青
設定率0.9～1.0	青
設定率1.0	濃青

$$\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{(年度の工事発注件数)}}$$

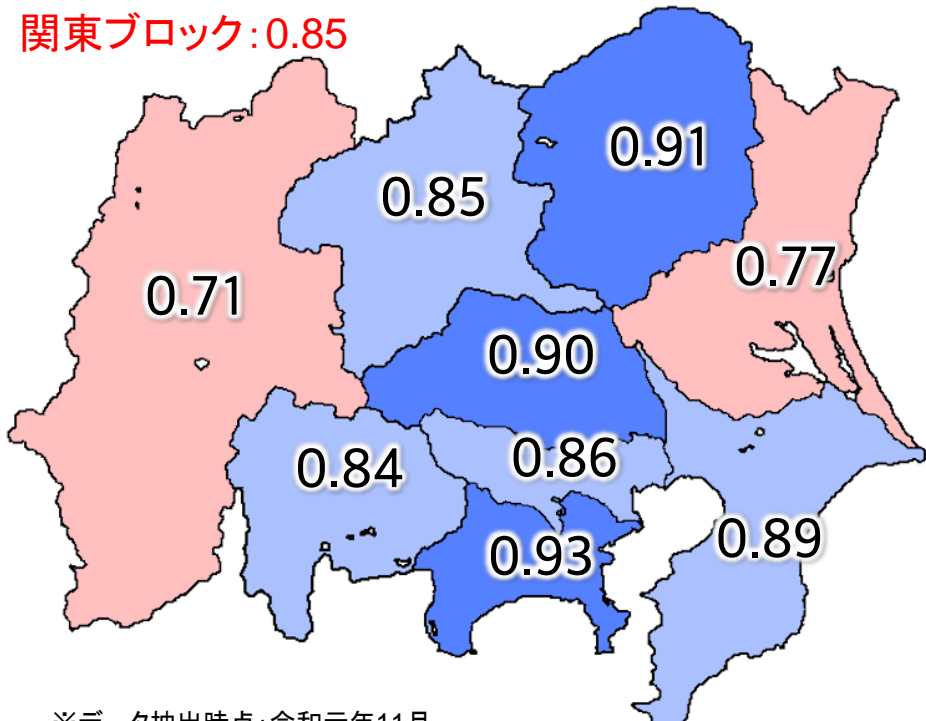
R2年度まで : 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データをもとに算出
R3年度以降 : アンケート調査結果をもとに算出

対象 : 平成30年度 : 予定価格(設計書金額を含む)が250万円を超える工事(随意契約を除く)
 令和元年度以降 : 予定価格(設計書金額を含む)について、都県、政令市については250万円を超える工事、市区町村については130万円を超える工事(随意契約を除く)

※都県域単位 : 各都県管内の**都県、政令市、市区町村**発注の全ての工事を足し合わせて算出
※ブロック単位 は都県政令市、市区町村の発注機関で算出

基準値(平成30年度)

関東ブロック: 0.85

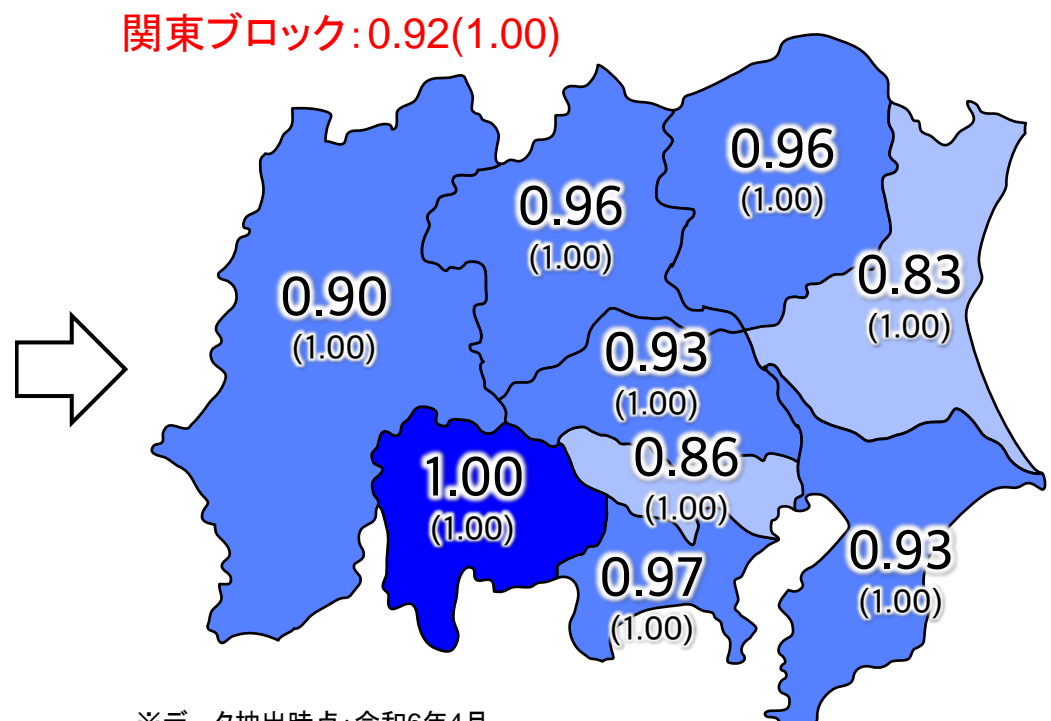


※データ抽出時点: 令和元年11月

実績値(令和5年度)

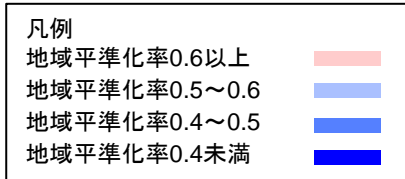
※()内の数値は目標値(R6)

関東ブロック: 0.92(1.00)



※データ抽出時点: 令和6年4月

地域平準化率【業務】 (第4四半期履行期限設定割合)



$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(第4四半期[1～3月])に完了する業務件数}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$$

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター」の(TECRIS)および「農林水産省関東農政局土地改良技術事務所」の農業農村整備事業測量設計業務実績情報サービス(AGRIS)に登録されたデータをもとに算出
 営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録されたデータをもとに算出

対象: 契約金額100万円以上の業務

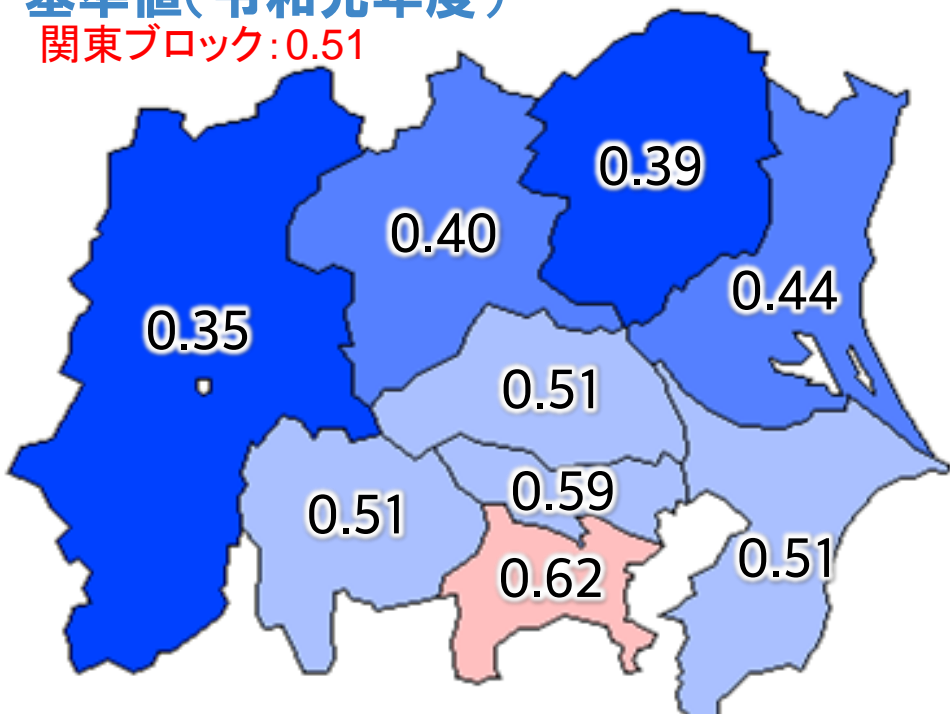
稼働件数: 当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む)

※都県域単位: 各都県管内の都県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

※ブロック単位は国、特殊法人等の発注機関を含めて算出

基準値(令和元年度)

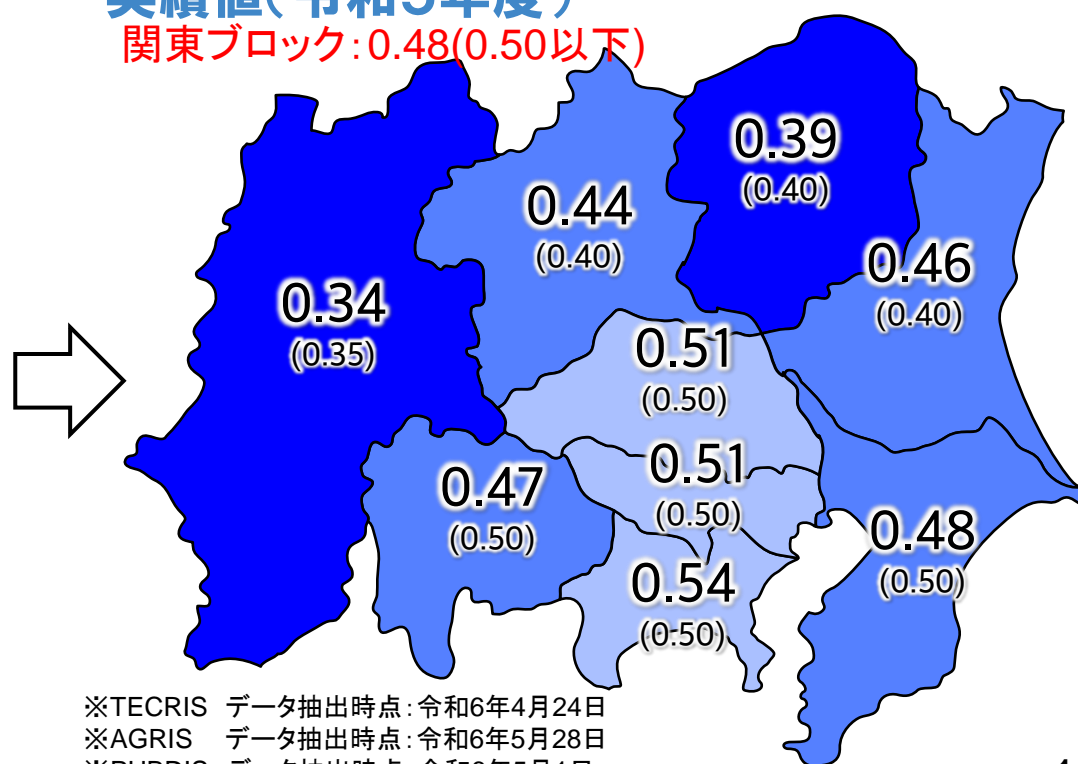
関東ブロック: 0.51



実績値(令和5年度)

※()内の数値は目標値(R6)

関東ブロック: 0.48(0.50以下)



※測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務 データ抽出時点: 令和2年5月1日
 ※営繕業務 データ抽出時点: 令和2年6月23日

※TECRIS データ抽出時点: 令和6年4月24日
 ※AGRIS データ抽出時点: 令和6年5月28日
 ※PUBDIS データ抽出時点: 令和6年5月1日

低入札価格調査基準又は最低制限価格の 設定状況【業務】 (ダンピング対策)

凡例	
設定率0.8未満	赤色
設定率0.8~0.9	薄青色
設定率0.9~1.0	青色
設定率1.0	濃青色

(低入札価格調査基準又は最低制限価格を
設定した入札件数)

$$\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況} = \frac{\text{設定した入札件数}}{\text{(年度の発注業務数)}}$$

「発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の
業務に関する調査」データをもとに算出

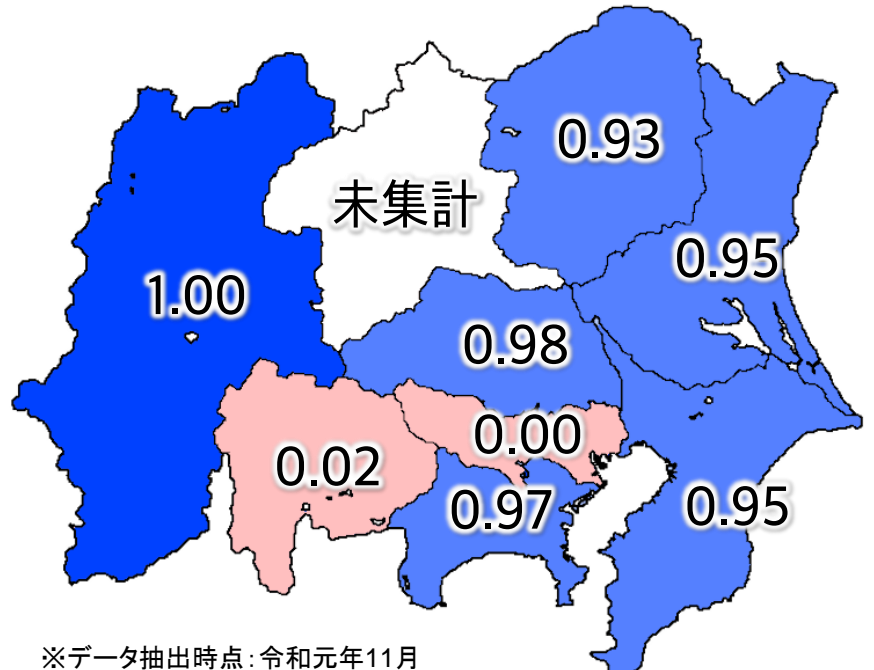
対 象: 契約金額100万円以上の業務(随意契約を除く)

※都県域単位: 各都県管内の都県、政令市発注の
全ての業務を足し合わせて算出

※ブロック単位は都県政令市の発注機関で算出

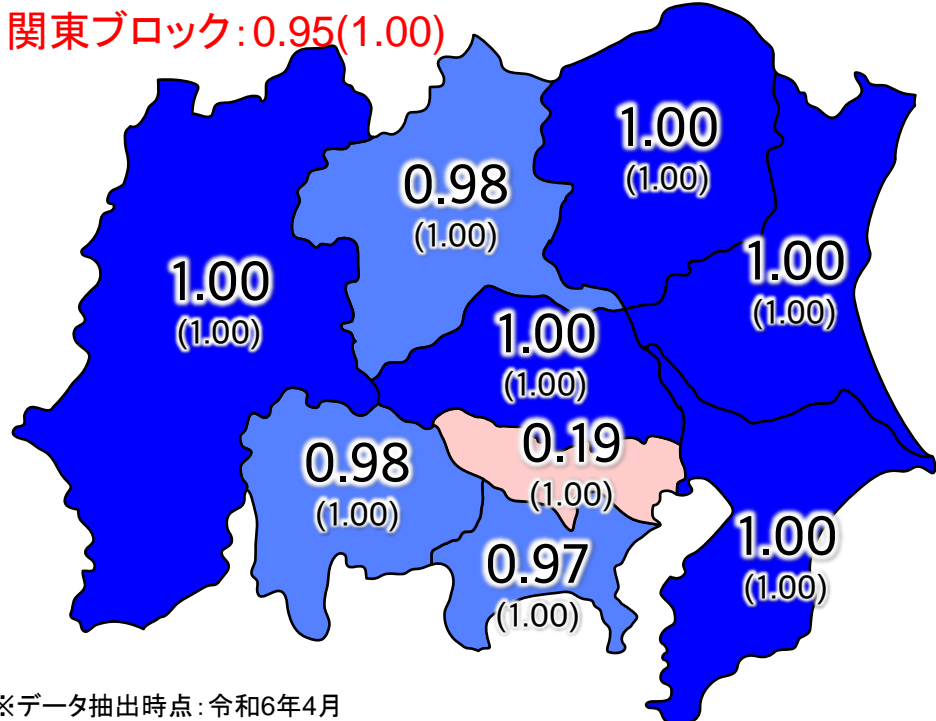
基準値(平成30年度)

関東ブロック: 0.75



実績値(令和5年度)

関東ブロック: 0.95(1.00)



1. 目的・設立経緯

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第11条を踏まえ、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とし、平成20年11月に設立。

2. 組織

協議会(本体)の構成機関は、65機関となっている。

- 【令和5年4月1日時点】
- 会 長：関東地方整備局長
 - 副会長：関東農政局整備部長
茨城県土木部長
 - 委 員：国の機関、都県、特殊法人等は、部長級
政令市は、局長級
各都県の区市町村の代表は、局・部長級
(7省庁17機関、9都県5政令市、代表9区市、25特殊法人等)

3. 協議会の事務

○公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況やその他必要な事項について連絡調整を行う。

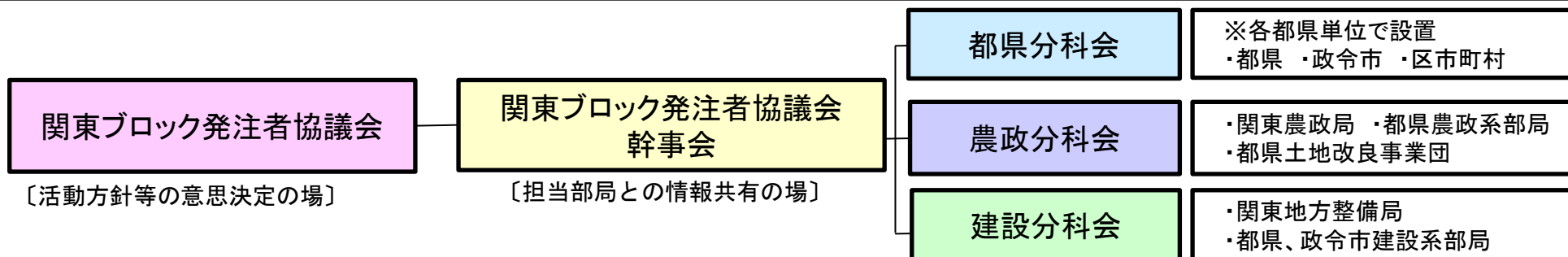
【主な連絡調整事項】

1. 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
2. 発注者間の支援
3. 上記の事項以外で目的を達成するために必要な事項

○連絡調整等の具体的な事務は、幹事会及び分科会において行う。

4. 幹事会・分科会の設置

「関東ブロック発注者協議会」設置要綱第6条と第7条第5項に基づき、協議会の効率的な運営を図るため、幹事会及び分科会を設置。幹事会は65機関、各分科会には関東甲信地域の全区市町村を含む471機関が参画。



〔活動方針等の意思決定の場〕

〔担当部局との情報共有の場〕

〔実務担当者との情報共有の場〕